

令和5年度

国民健康保険特別会計決算について

◎国民健康保険特別会計決算の状況

1. 令和5年度国民健康保険特別会計の決算状況

令和5年度、国民健康保険特別会計の決算額について、歳入は前年度より9,577万2,719円、2.6%減の36億385万4,805円となりました。また、歳出についても前年度より1億2,349万8,423円、3.3%減の35億6,954万1,213円となりました。

歳入と歳出の差引額3,431万3,592円については、令和6年度へ繰越しとなります。この繰越金は、令和5年度に交付された東京都等の負担金等について、令和6年度に実績報告を行い、それに伴う返還金等に充てられます。

歳入歳出決算額前年度比較

(単位：円)

年 度	歳入決算額	歳出決算額	差引額
令和5年度	3,603,854,805	3,569,541,213	34,313,592
令和4年度	3,699,627,524	3,693,039,636	6,587,888
増 減	△ 95,772,719	△ 123,498,423	27,725,704

2. 繰入金（財源補填分）の状況

国民健康保険の財政の安定化を図るため、一般会計から4億9,904万1,163円（前年度比8.8%増）の繰入れを行い、このうち財源補填分は、3億3,400万円（前年度比13.2%増）となりました。

一般会計繰入金前年度比較

(単位：円)

年 度	一般会計繰入金	(再掲) 法定繰入金	(再掲) 財源補填繰入金
令和5年度	499,041,163	165,041,163	334,000,000
令和4年度	458,644,602	163,644,602	295,000,000
増 減	40,396,561	1,396,561	39,000,000

3. 国民健康保険特別会計歳入・歳出内訳

2ページから3ページ

令和5年度 瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算内訳

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
1 国民健康保険税		639,899,000	770,149,102	630,328,219	11,022,999	129,536,284
	1 国民健康保険税	639,899,000	770,149,102	630,328,219	11,022,999	129,536,284
2 国庫支出金		332,000	293,000	293,000	0	0
	1 国庫補助金	332,000	293,000	293,000	0	0
3 都支出金		2,574,101,000	2,452,067,146	2,452,067,146	0	0
	2 都補助金	2,574,101,000	2,452,067,146	2,452,067,146	0	0
4 財産収入		1,000	36	36	0	0
	1 財産運用収入	1,000	36	36	0	0
5 繰入金		532,126,000	499,041,163	499,041,163	0	0
	1 他会計繰入金	532,125,000	499,041,163	499,041,163	0	0
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0
6 繰越金		6,587,000	6,587,888	6,587,888	0	0
	1 繰越金	6,587,000	6,587,888	6,587,888	0	0
7 諸収入		19,904,000	15,856,452	15,537,353	0	319,099
	1 延滞金、加算金及び過料	10,002,000	4,676,137	4,676,137	0	0
	2 町預金利子	1,000	1,390	1,390	0	0
	3 雑入	9,901,000	11,178,925	10,859,826	0	319,099
歳 入 合 計		3,772,950,000	3,743,994,787	3,603,854,805	11,022,999	129,855,383

歳 出

款	項	予 算 現 額			支 出 済 額	翌年度 繰越額	不 用 額
		予 算 額	充用・流用額	計			
1 総 務 費		27,307,000	0	27,307,000	25,227,021	0	2,079,979
	1 総 務 管 理 費	12,824,000	0	12,824,000	11,462,408	0	1,361,592
	2 徴 税 費	14,483,000	0	14,483,000	13,764,613	0	718,387
2 保 険 給 付 費		2,543,358,000	103,000	2,543,461,000	2,353,219,805	0	190,241,195
	1 療 養 諸 費	2,189,097,000	0	2,189,097,000	2,028,565,522	0	160,531,478
	2 高 額 療 養 費	334,934,000	△ 101,000	334,833,000	308,948,379	0	25,884,621
	3 出 産 育 児 諸 費	12,006,000	0	12,006,000	8,687,590	0	3,318,410
	4 葬 祭 諸 費	3,900,000	0	3,900,000	3,650,000	0	250,000
	5 移 送 諸 費	32,000	0	32,000	0	0	32,000
	6 結核、精神医療給付金	2,980,000	204,000	3,184,000	3,183,561	0	439
	7 傷 病 手 当 金	409,000	0	409,000	184,753	0	224,247
3 国民健康保険事業費納付金		1,128,933,000	0	1,128,933,000	1,128,930,721	0	2,279
	1 医 療 給 付 費 分	754,382,000	0	754,382,000	754,381,517	0	483
	2 後期高齢者支援金等分	274,894,000	0	274,894,000	274,893,735	0	265
	3 介 護 納 付 金 分	99,641,000	0	99,641,000	99,640,445	0	555
	4 退 職 被 保 険 者 等 分	16,000	0	16,000	15,024	0	976
4 共 同 事 業 拠 出 金		2,000	0	2,000	98	0	1,902
	1 共 同 事 業 拠 出 金	2,000	0	2,000	98	0	1,902
5 保 健 事 業 費		44,237,000	0	44,237,000	40,940,868	0	3,296,132
	1 保 健 事 業 費	12,766,000	0	12,766,000	10,451,188	0	2,314,812
	2 特定健康診査等事業費	31,471,000	0	31,471,000	30,489,680	0	981,320
6 基 金 積 立 金		1,000	0	1,000	36	0	964
	1 基 金 積 立 金	1,000	0	1,000	36	0	964
7 公 債 費		130,000	0	130,000	0	0	130,000
	1 公 債 費	130,000	0	130,000	0	0	130,000
8 諸 支 出 金		24,555,000	0	24,555,000	21,222,664	0	3,332,336
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	24,555,000	0	24,555,000	21,222,664	0	3,332,336
9 予 備 費		4,427,000	△ 103,000	4,324,000	0	0	4,324,000
	1 予 備 費	4,427,000	△ 103,000	4,324,000	0	0	4,324,000
歳 出 合 計		3,772,950,000	0	3,772,950,000	3,569,541,213	0	203,408,787

令和5年度国民健康保険医療費の給付状況

資料2

年度	平均被保険者数	受診件数	費用額 A (B + C + D)	保険者負担分 B	一部負担金 C	他法負担分 D	高額療養費 E		給付割合 (B+E)/A	1人当たり費用額
	人	件	円	円	円	円	件	円	%	円
R5年度	7,530	120,212	2,740,953,024	2,018,734,683	620,180,076	102,038,265	5,176	308,885,287	84.92	364,004
R4年度	8,021	125,615	2,885,677,815	2,130,492,444	648,880,258	106,305,113	5,048	314,591,899	84.73	359,765
令和5年度－令和4年度		△ 5,403	△ 144,724,791	△ 111,757,761	△ 28,700,182	△ 4,266,848	128	△ 5,706,612	0.19	4,239

平均被保険者数は、後期高齢者医療保険への移行等により、年々減少傾向となっており、受診件数も減少しています。
逆に、1人当たりの費用額については、医療の高度化等により上昇しています。

令和 6 年度瑞穂町国民健康保険運営状況について

(1) 瑞穂町国民健康保険マイナ保険証登録率及び利用率について（確定値）

対象月	被保険者数	マイナ保険証 登録数	マイナ保険証 登録率	マイナ保険証 利用率	全国平均 利用率
R6.4 月末	7,352 人	4,204 人	57.18%	8.91%	7.10%
R6.5 月末	7,347 人	4,232 人	57.60%	9.29%	8.36%
R6.6 月末	7,371 人	4,257 人	57.75%	12.06%	10.99%

(2) 令和 6 年度国民健康保険被保険者資格証明書認定審査会及び交付状況について

資格証明書認定審査会： 令和 6 年度は、令和 6 年 7 月 11 日（木）、8 月 15 日（木）に認定審査会を開催し、交付対象者を審査。

令和 6 年度交付世帯： 資格証明書は 19 世帯 21 名に交付することに決定。

※ 令和 5 年度は、16 世帯 18 名に交付

有効期間： 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日（1 年間）

負担割合： 10 割負担

今後について： 保険証廃止に伴い、資格証明書の新規交付は出来なくなります。令和 7 年度から長期にわたる保険税滞納者には、資格証明書の代わりに、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付する予定です。

(3) 保険証廃止に伴う対応について

- ① 被保険者全員に 10 月末までに、「加入者情報のお知らせ」を送付します。

※国から、保険者の把握している加入者情報（個人番号の下 4 桁を含む）を被保険者全員に通知するよう依頼があったため 10 月末までに送付します。

目的は、マイナンバーと各種情報のひも付け誤りに関する総点検が終わり、被保険者に、マイナンバーカードを安心して保険証として利用していただけるようにするために送付するものです。

- ② 12 月 2 日以降、保険証新規発行停止に伴い、再交付及び新規加入者には、以下のとおりに対応します。

マイナ保険証登録をしていない方 → 資格確認書（カード型）を交付

マイナ保険証登録をしている方 → 資格情報のお知らせを交付

現行の保険証は、令和 7 年 9 月 30 日まで使用できます。

令和6年度特定健康診査 受診状況(速報値)

特定健康診査受診状況

令和6年10月現在

	令和6年度(8月まで) (A)	令和5年度(年間) (B)	比較 (A)-(B)
受診者	1,086 人	2,364 人	-1,278 人
対象者数	5,315 人	4,972 人	343 人
受診率	20.43 %	47.55 %	-27.11 ポイント

※1 特定健康診査の受診率は8月現在の速報値となっています。

例年、9月、10月に受診者が集中しますので、事業完了まで各方面の協力を得ながら、粘り強く受診率向上に取り組んでいきます。

※2 令和5年度(年間)(B)の対象者数は、年度内に資格を喪失した方(551人)を除いた人数です。

令和 6 年度 国民健康保険税の収納状況（各年度 8 月末現在）

区分 科目	① 調 定 額 単位：千円			②収入済額 単位：千円			③ 収納率 ②／①		
	令和 6 年度	令和 5 年度	前年比較	令和 6 年度	令和 5 年度	前年比較	令和 6 年度	令和 5 年度	前年比較
国民健康保険税	805, 218	772, 758	32, 460	178, 901	169, 364	9, 537	22. 2%	21. 9%	0. 3
1 国民健康保険税	805, 218	772, 758	32, 460	178, 901	169, 364	9, 537	22. 2%	21. 9%	0. 3
現年課税分	677, 001	646, 657	30, 344	163, 980	155, 253	8, 727	24. 2%	24. 0%	0. 2
滞納繰越分	128, 217	126, 101	2, 116	14, 921	14, 111	810	11. 6%	11. 2%	0. 4

令和 6 年度国民健康保険税収納状況について

令和 6 年 8 月末の調定額は、8 億 5 2 1 万 8 千円、収入済額は、1 億 7, 8 9 0 万 1 千円で、収納率は 2 2. 2 %です。
前年同期との比較では、調定額は、3, 2 4 6 万円の増、収入済額は、9 5 3 万 7 千円の増、収納率は 0. 3 ポイントの増です。

令和 5 年度決算の収納率は 8 1. 8 %で、前年度との比較では 1. 2 ポイントの減となります。

令和 6 年度についても、引き続き収納率向上に努めてまいります。

瑞穂町国民健康保険条例の一部改正に伴う概要説明資料**担当部署** 住民部住民課国保年金係**条例名** 瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例**【改正の理由】**

令和6年12月2日被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法の一部改正（令和5年6月法律第48号）が行われたため、瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

【改正の内容】

条例第17条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、「を10万円以下の過料に処する」を「に対し、10万円以下の過料を科する」に改めるものです。

【施行期日】

この条例は、令和6年12月2日から施行するものです。

【適用区分】

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章から第7章 略 第8章 罰則 第17条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</u> _____ _____場合において は、その者に対し、<u>10万円以下の過料を科する。</u> 第18条から第20条 略 附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、令和6年12月2日から施行する。</u> (適用区分) 2 <u>この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u>	目次 略 第1章から第7章 略 第8章 罰則 第17条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合において</u> は、その者を<u>10万円以下の過料に処する</u> _____。 第18条から第20条 略